

新潟市スポーツ振興会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の特性に合った、より身近なスポーツ事業の展開を図ることに
より、地域のスポーツ振興と活性化を推進する地区スポーツ振興会又は校区スポーツ振
興会に対する補助金の交付に関して、新潟市補助金等交付規則（昭和44年11月5日
規則第41号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの
とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地区スポーツ振興会」とは、小学校を単位とした校区スポ
ーツ振興会を組織したものをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に対して交付するものとする。ただし、飲食費用
を除く。

- (1) 主催事業等開催に係る講師及び審判等に対する謝金
- (2) 主催事業等開催に要する運営経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1小学校区10万円を限度として予算の範囲内で交付する。
ただし、小学校が統廃合による場合は別に定める。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地区スポーツ振興会又は校区スポーツ振興会は、
新潟市スポーツ振興会補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければな
らない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、
補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときはその決定内容を、補助金の
不交付を決定したときはその旨を、速やかに新潟市スポーツ振興会補助金交付(不)決定
通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第7条 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、当該補助金を概算払いするものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の概算払いを受けたものは、年度終了後に、新潟市スポーツ振興会補助事業実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けたものが第3条以外の経費に補助金を充てたときはその金額を返還させることができる。

付 則

この要綱は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

平成 14 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所

スポーツ振興会

会長

新潟市スポーツ振興会補助金等交付申請書

新潟市スポーツ振興会補助金交付要綱第5条の規定により，次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了予定年月日
- 4 交付申請額及びその算出基礎
- 5 支払い方法
- 6 添付書類
 - (1)
 - (2)

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市スポーツ振興会補助金等(不)交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった スポーツ振興会補助金に
ついては、次のとおり交付決定したので、新潟市スポーツ振興会補助金交付要綱第6条の
規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 補助事業の目的及び内容

入金日 月 日

年 月 日

(宛先)新潟市長

補助事業者 住所

スポーツ振興会

会長

新潟市スポーツ振興会補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金交付決定のあった事業が完了したので、新潟市スポーツ振興会補助金交付要綱第8条により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 添付書類
 - (1)
 - (2)